

地域医療支援病院の移転における取扱いについて

1 現状の取扱い

- (1) **病院からの名称使用承認申請**（医療法第4条第1項の規定による）
 - 現存する病院が、承認要件を満たす実績・構造設備であることをもって「地域医療支援病院と称することの承認申請書」により申請
- (2) **主管部局による形式審査**（承認要件は別紙参照）
 - ア 体制について、申請書の記載により委員会等の概要を確認し、添付書類によりそれらが承認要件を満たすことを確認
 - イ 構造設備について、図面により設備の有無を確認し、申請書の記載によりそれが必要な状況を具備しているか確認
- (3) **医療審議会での意見聴取**（医療法第4条第2項の規定による）
 - 紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医等を支援する能力、構造設備等を備え、地域医療の充実に図る役割を担う病院として、名称使用することを承認するか、意見を聴取
- (4) **主管部局による承認**
 - 審議会の意見を踏まえ承認を決定。病院にその旨を通知

2 承認済みの医療機関の建物移転に伴う課題

- 医療法上、移転は別病院扱いであり、移転後の病院は、「**開設許可**（図面等審査）→**（建物完成）**→**使用許可**→**開設**」となる。
- 開設後の承認申請となると、承認は次回の医療審議会後となり、空白期間が生じる場合もあり、診療報酬へも影響が生じる。

（事例）

(1) 横浜市立市民病院

- 2020年5月に移転し、診療開始予定（約500m移転）
- 2019年12月又は翌年1月に開設許可の見込み（市条例改正後）
 - ※ 開設後の手続きとした場合、10月下旬の承認が見込まれ、2020年5～10月の6か月の空白期間が生じる。

(2) 相模原協同病院

- 2020年12月に移転し、診療開始予定（2km以内の移転）
- 2019年3月に開設許可済み
 - ※ 開設後の手続きとした場合、3月下旬の承認が見込まれ、2020年12～3月の4か月の空白期間が生じる。

3 対応の方向性

- 承認済みの医療機関の建物移転に伴う申請は、実質的に継続承認の側面があるが、病院の開設と同様、別病院としての取扱いとなる。
- このため、実質的な継続であっても、開設後に承認手続きを行うことになるため、病院の申請時期によっては、医療審議会の意見聴取のタイミングから承認に空白期間が生じることになる。

申請（開設）時期	2月初旬	3月初旬	9月初旬	10月初旬
医療審議会での意見聴取時期	3月中頃	10月中頃	10月中頃	3月中頃
主管部局による承認時期	3月末	10月末	10月末	3月末
名称使用可能時期 (遅れる期間)	4月 (2か月)	11月 (8か月)	11月 (2か月)	3月 (6か月)

- そこで、同一二次保健医療圏内での移転である場合、地域医療の確保の観点からも、切れ目なく承認可能な事務手続きとすることが望ましいことから、次のとおり事務手続きを進めることとしたい。

4 具体的な事務手続き（案）

- 開設許可後の形式審査で、継続承認要件を満たすことを確認した場合、切れ目なく継続承認とするため、次のいずれかの方法で事務手続きを行う。

(1) 継続承認要件

- ア 承認要件を満たすこと。
- イ 移転後の医療機能の水準に大幅な変化がないこと。
- ウ 同一二次保健医療圏内での移転であること。

(2) 前項の要件の確認方法

- ア 「承認要件」のうち、1(2)アの「体制」は、移転前病院の体制が引き継がれば充足であり、同イの「構造設備」は、開設許可段階の図面により確認可能
- イ 「移転後の医療機能の水準」は、上記アにより併せて審査可能
- ウ 「同一二次保健医療圏内での移転」については、地域の医療機関の支援に支障がないことを確認

(3) 事務手続きの流れ

手続きの流れ	対応案1	対応案2
病院からの申請	名称使用承認申請（開設許可申請の内容に基づく）	
形式審査	主管部局による形式審査 継続承認のための要件を満たすことを確認	
審査	開設予定日直前の医療審議会での審査（審議会の開催がない時期の場合：書面審査）	省略 (主管部局による形式審査時点での確認による)
主管部局による承認	主管部局による承認（開設日をもって適用）	
事後報告	移転後直近の医療審議会にて事後報告	

＜地域医療支援病院の承認要件＞

(1) 紹介患者に対する医療提供（医療法第4条第1項第1号）

外来紹介制を原則とし、紹介患者の数を初診患者の数で除した値（紹介率）及び逆紹介患者の数を初診患者の数で除した値（逆紹介率）が次のいずれかであること。

- ・紹介率が80%以上か、紹介率が60%以上で承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれること。
- ・紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上。
- ・紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上。

(2) 共同利用の実施（医療法第4条第1項第1号、規則第9条の16第1号関係）

当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診察、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(3) 救急医療の提供（医療法第4条第1項第2号関係、規則第9条の16第2号関係）

救急医療を提供する能力を有すること。

(4) 地域の医療従事者に対する研修の実施

（医療法第4条第1項第3号関係、規則第9条の16第3号関係）

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(5) 病床規模（新法第4条第1項第4号関係）

原則200床であること。

(6) 必置施設（新法第4条第1項第5号関係）

医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで、並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに掲げる施設を有すること。

＜施設＞

各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設、分娩室及び新生児の入浴施設（診療科名中に産婦人科、又は産科を有する病院のみ）、機能訓練室（療養病床を有する病院）、その他厚生労働省令で定める施設（消毒・洗濯施設（委託の場合は除外）、療養病床の場合は談話室、食堂及び浴室）

(7) 施設の（新法第4条第1項第6号関係）

医療法第21条第1項及び第22条の規定に基づく施設が厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

＜施設＞

集中治療室、診療に関する諸記録、病院の管理及び運営に関する諸記録、化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、その他厚生労働省令で定める施設（患者搬送輸送用自動車、医薬品情報管理室）

(8) 諸記録の管理（新省令第9条の16第4号関係）

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。

(9) 諸記録の閲覧（新省令第9条の16第5号関係）

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所に見やすいよう掲示すること。

(10) 紹介患者に対する医療提供（新省令第9条の16第6号関係）

紹介患者に対して医療を提供し、医療を提供した患者に対し、その症状に応じて適切な医療機関を紹介すること。

(11) 地域医療支援病院内に設けられる委員会（新省令第9条の19関係）

当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、本通知「第2 地域医療支援病院に関する事項」中、主として「5 管理者の業務遂行方法」に定められた各事項（(7)を除く。）に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べる委員会を設置すること。

(12) 患者に対する相談体制（新省令第9条の19関係）

当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

(13) その他

- ① 病院内に専用の室、担当者を設け、これらの業務が総合的に行われ、地域の他の診療所等との連携が円滑に行われる体制が確保されていること。
- ② 良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。
- ③ 逆紹介を円滑に行うため、退院調整部門を設置すること。
- ④ 地域連携を促進するため、地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること。
- ⑤ 住民や患者が医療機関を適切に選択できるよう、当該病院の果たしている役割を地域住民に対して、適切に情報発信すること。